

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00005 沿革（略） <u>平成26年3月12日 一部改正</u></p> <p><b>第1章 総則</b> <b>第1条</b> （略）</p> <p><b>第2章 てん補の範囲及びてん補責任額</b> <b>（てん補危険）</b> <b>第2条</b> （略） 2 （略） 3 <u>日本貿易保険は、第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる事由により受ける損失のうち同項第2号イ、ニの事由が被保険投資の相手方の一の事業拠点等（前項の特約を付した場合においては当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等）において生じたことにより受けるものについては、別に特約を付した場合に限りてん補する責めに任ずる。</u></p> <p><b>第3条</b> （略）</p> <p><b>第4条</b> 前条第1項の非常事故株式等について第2条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額は、<u>次の各号に定めるいずれかの書類における被保険投資の相手方評価額（以下「修正前直前評価額」という。）を基礎として、当該評価を行った日の翌日から損害の発生日の前日までに発生した増資、減資、事業譲渡、合併、重要資産の処分その他これらに準ずる事象（以下「重要な事象」という。）による変動額を調整した後の金額とする。ただし、重要な事象により調整すべき金額が、修正前直前評価額の10%</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00005 沿革（略）</p> <p><b>第1章 総則</b> <b>第1条</b> （略）</p> <p><b>第2章 てん補の範囲及びてん補責任額</b> <b>（てん補危険）</b> <b>第2条</b> （略） 2 （略）</p> <p><b>第3条</b> （略）</p> <p><b>第4条</b> 前条第1項の非常事故株式等について第2条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額は、<u>直近の事業年度の当該被保険投資の相手方の財務諸表等における被保険投資の相手方評価額とする。</u></p>	

以下である場合は、当該調整は行わない。

一 直近の被保険投資の相手方の財務諸表等（公認会計士又はこれに準ずる者が証明したもの。以下「監査済財務諸表等」という。）

二 前号の書類の提出が困難な場合は、直近の被保険投資の相手方の財務諸表等（公認会計士又はこれに準ずる者の証明がないもの。以下「未監査財務諸表等」という。）であって、被保険者の監査済財務諸表等の作成にあたり基礎となった書類

三 前二号の書類の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めた書類

2 前条第1項の非常事故配当金請求権について第2条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額及び第3項の信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額は、被保険投資の相手方の取締役会等において配当として支払が決定され法的に支払義務が確定した金額とする。

3 前条第1項第1号の非常事故株式等について当該事由の発生直後に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類における被保険投資の相手方評価額（以下「修正前直後評価額」という。）を基礎として、当該事由の発生日の翌日から評価を行った日までに発生した、被保険投資の相手方における重要な事象による変動額を調整した後の金額とする。ただし、重要な事象により調整すべき金額が、修正前直後評価額の10パーセント以下である場合は、当該調整は行わない。

一 当該事由の発生後に評価された被保険投資の相手方の監査済財務諸表等

二 前号の書類の提出が困難な場合は、当該事由の発生後に評価された被保険投資の相手方の未監査財務諸表等であって、被保険者の監査済財務諸表等の作成にあたり基礎となった書類

三 前二号の書類の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めた書類

4 (略)

2 前条第1項の非常事故配当金請求権又は第3項の信用事故配当金請求権について評価した額は、被保険投資の相手方の取締役会等において配当として支払が決定され法的に支払義務が確定した金額とする。

3 (略)

## 第5条（略）

第6条 日本貿易保険は、第3条第1項、第3項及び前条の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第3条第1項、第3項及び前条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第3条第1項第2号、第4項、前条第1項第2号又は第2項第2号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第3条第1項第2号、第3項第1号、前条第1項第2号又は第2項第2号に規定する金額とみなして第3条第1項、第3項及び前条の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。

## 第7条（略）

第8条 日本貿易保険は、第20条第3項に規定するもののほか、次の損失をてん補する責めに任じない。

一～三（略）

四 第10条に規定する保険期間の開始日前に生じた事由による損失

## 第9条（略）

第10条 日本貿易保険の保険期間の開始日は、海外投資保険運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00038。以下「運用規程」という。）に定める日とする。

<削除>

第3章 保険契約者又は被保険者の義務

## 第11条（略）

## 第5条（略）

第6条 日本貿易保険は、第3条第1項、第3項及び前条の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第3条第1項、第3項及び前条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第3条第1項第2号、第4項第1号、前条第1項第2号又は第2項第2号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第3条第1項第2号、第3項第1号、前条第1項第2号又は第2項第2号に規定する金額とみなして第3条第1項、第3項及び前条の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。

## 第7条（略）

第8条 日本貿易保険は、第10条第2項又は第20条第3項に規定するもののほか、次の損失をてん補する責めに任じない。

一～三（略）

## 第9条（略）

第10条 日本貿易保険の保険期間の開始日は、海外投資保険運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00038。以下「運用規程」という。）に定める日とする。

2 日本貿易保険は、前項の期間が始まる前に生じた事由による損失をてん補する責めに任じない。

第3章 保険契約者又は被保険者の義務

## 第11条（略）

<p>(財務諸表等の保管義務等)</p> <p>第 12 条 被保険者は、被保険投資の相手方の<u>監査済財務諸表等</u>を取得し、被保険投資の相手方の事業年度ごとに整理保管しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 13 条～第 18 条 (略)</p> <p>第 4 章 保険契約の無効、失効、解除又は解約</p> <p>第 19 条～第 20 条 (略)</p> <p>(被保険投資の重大な変更)</p> <p>第 21 条 被保険者が被保険投資に関し、<u>海外投資保険手続細則</u>（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00032。以下「<u>手続細則</u>」という。）第 4 条及び別表 2 に定める重大な変更を行ったときは、当該変更の日から 1 月以内かつ保険期間内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 21 条の 2 (略)</p> <p>第 5 章・第 6 章 (略)</p> <p>第 7 章 債権の回収</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>(回収金の納付)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 被保険者は、前条の規定にかかわらず、保険金の支払の請求がなされた後においても、自己又は日本貿易保険のために非常事故株式等又は信用事故株式等に係る権利、非常事故配当金請求権、信用事故配当金請求権、送金不能額又は送金不能取得額に係る権利その他の被保険者又は被保険投資の相手方が有する<u>第三者に対する権利について、直接または被保険投資の相手方を通じその行使に努めなければならない</u>（このうち非常事故株</p>	<p>(財務諸表等の保管義務等)</p> <p>第 12 条 被保険者は、被保険投資の相手方の<u>財務諸表等</u>を取得し、被保険投資の相手方の事業年度ごとに整理保管しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 13 条～第 18 条 (略)</p> <p>第 4 章 保険契約の無効、失効、解除又は解約</p> <p>第 19 条～第 20 条 (略)</p> <p>(被保険投資の重大な変更)</p> <p>第 21 条 被保険者が被保険投資に関し、<u>運用規程</u>に定める重大な変更を行ったときは、当該変更の日から 1 月以内かつ保険期間内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 21 条の 2 (略)</p> <p>第 5 章・第 6 章 (略)</p> <p>第 7 章 債権の回収</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>(回収金の納付)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 被保険者は、前条の規定にかかわらず、保険金の支払の請求がなされた後においても、自己又は日本貿易保険のために非常事故株式等又は信用事故株式等に係る権利、非常事故配当金請求権、信用事故配当金請求権、送金不能額又は送金不能取得額に係る権利その他の<u>第三者に対する権利の行使に努めなければならない</u>（このうち非常事故株式等及び信用事故株式等に係る権利については、第 3 条第 1 項第 1 号で定める発生直後に評価</p>	
---	---	--

式等及び信用事故株式等に係る権利については、第3条第1項第1号で定める発生直後に評価した額がゼロと判断される場合に限る。)。ただし、当該権利の行使の相手方についての破産手続開始の決定がなされたことその他やむをえない事由により当該権利を行使することが困難であることについて日本貿易保険の認定を受けたとき又は第5項若しくは次条第3項の規定に基づき権利行使等の委任を行ったときは、この限りではない。

3～6 (略)

7 日本貿易保険は、第1項又は第2項による義務の履行のために要した合理的費用（被保険投資の相手方が要した合理的費用のうち被保険者の持ち分に相当する金額を含む。ただし、日本貿易保険が認めた金額に限る。）を取得した金額を限度として負担する。ただし、日本貿易保険が必要と認めるときは、その限度を超えて負担することがある。

8 被保険者は、保険金の支払の請求がなされた後、自ら又は被保険投資の相手方が回収した金額（被保険投資の相手方が回収した金額については、当該回収した金額のうち被保険者の持ち分に相当する金額。ただし、日本貿易保険が認めた金額とする。）があるときは、回収のあった日（回収のあった日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）から1月以内にその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、日本貿易保険が指定する次の金額を日本貿易保険が指定する日までに日本貿易保険に自ら納付し、又は被保険投資の相手方をして納付させなければならない。

支払保険金額

$$(\text{回収金額} - A) \times \frac{\text{支払保険金額}}{\text{第3条各項に規定する残額(送金不能取得額が生じたときは、残額にその額を加えた額)}}$$

Aは、第2項による義務の履行のために要した合理的費用（被保険投資の相手方が要した合理的費用のうち被保険者の持ち分に相当する金額を含む。ただし、日本貿易保険が認めた金額に限る。）

9～13 (略)

した額がゼロと判断される場合に限る。)。ただし、当該権利の行使の相手方についての破産手続開始の決定がなされたことその他やむをえない事由により当該権利を行使することが困難であることについて日本貿易保険の認定を受けたとき又は第5項若しくは次条第3項の規定に基づき権利行使等の委任を行ったときは、この限りではない。

3～6 (略)

7 日本貿易保険は、第1項又は第2項による義務の履行のために要した合理的費用を取得した金額を限度として負担する。ただし、日本貿易保険が必要と認めるときは、その限度を超えて負担することがある。

8 被保険者は、保険金の支払の請求がなされた後、回収した金額があるときは、回収のあった日（回収のあった日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）から1月以内にその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、日本貿易保険が指定する次の金額を日本貿易保険が指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。

支払保険金額

$$(\text{回収金額} - A) \times \frac{\text{支払保険金額}}{\text{第3条各項に規定する残額(送金不能取得額が生じたときは、残額にその額を加えた額)}}$$

Aは、第2項による義務の履行のために要した合理的費用（ただし、日本貿易保険が認めた金額に限る。）

9～13 (略)

<p>第32条 （略）</p> <p>第8章 雑則 第33条～第38条 （略）</p> <p>（手続事項） 第39条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、<u>手続細則</u>に定める。</p> <p>第40条～第41条 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年4月1日から実施する。</u></p>	<p>第32条 （略）</p> <p>第8章 雑則 第33条～第38条 （略）</p> <p>（手続事項） 第39条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、<u>海外投資保険手続細則（平成13年4月1日 01-制度-00032）</u>に定める。</p> <p>第40条～第41条 （略）</p>	
---	--	--